

| | |
|---------------------|----------------------------|
| 号外第22（令和3年12月24日発行） | 発行日 5日、15日、25日 |
| 横 浜 市 報 | 発行所 |
| | 横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10 |

目 次

頁

〔条例〕

| | |
|--|----|
| △ 横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例【デジタル統括本部企画調整課】 | 2 |
| △ 横浜市手数料条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 | 8 |
| △ 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例【市民局市民協働推進課】 | 11 |
| △ 横浜市地区センター条例の一部を改正する条例【市民局地域施設課】 | 12 |
| △ 横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例【健康福祉局地域支援課】 | 13 |
| △ 横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例【市民局スポーツ振興課】 | 15 |
| △ 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例【こども青少年局保育・教育運営課】 | 17 |
| △ 横浜市青少年相談センター条例の一部を改正する条例【こども青少年局青少年相談センター】 | 20 |
| △ 横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例【健康福祉局保健事業課】 | 21 |
| △ 横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】 | 22 |
| △ 横浜市新たな劇場整備検討委員会条例を廃止する条例【政策局政策課】 | 24 |
| △ 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例を廃止する条例【都市整備局業務調整課】 | 25 |

条例

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第51号

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成16年12月横浜市条例第67号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例

第1条を次のように改める。

（目的）

第1条 この条例は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、情報通信技術を活用した行政の推進について、その基本原則及び情報通信技術を利用する方法により手続等を行うために必要となる事項を定めることにより、手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図り、もって市民生活の向上に寄与することを目的とする。

第2条第1号中「横浜市」の次に「（以下「市」という。）」を、「。）」の次に「並びに地方自治法第252条の17の2第1項又は地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第55条第1項の規定により市が処理することとされた事務について規定する神奈川県条例及び規則」を加え、同条中第10号を第11号とし、第9号を第10号とし、第8号を第9号とし、同条第7号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行う処分通知等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該処分通知等については、当該処分通知等を行う市の機関等が経由機関に対して行うもの及び経由機関が他の経由機関又は当該処分通知等を受ける者に対して行うものごとに、それぞれ別の処分通知等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条中第7号を第8号とし、同条第6号に後段として次のように加える。

この場合において、経由機関（条例等の規定に基づき他の行政機関等又は民間事業者を経由して行われる申請等における当該他の行政機関等又は民間事業者をいう。以下この号において同じ。）があるときは、当該申請等については、当該申請等をする者から経由機関に対して行われるもの及び経由機関から他の経由機関又は当該申請等を受ける市の機関等に対して行われるものごとに、それぞれ別の申請等とみなして、この条例の規定を適用する。

第2条中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、同条第3号中「図形等」を「図形その他の」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 民間事業者個人又は法人その他の団体であって、事業を行うもの（行政機関等（法第3条第2号に規定する行政機関等をいう。以下同じ。）を除く。）をいう。

第8条を第10条とする。

第7条の見出し中「手続等に係る電子情報処理組織の使用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条中「市の機関等組織が電子情報処理組織を使用して行わせ、又は」を「電子情報処理組織を使用する方法により」に、「申請等」を「市の機関等に係る申請等」に、「情報通信の技術の利用」を「情報通信技術を活用した行政の推進」に改め、同条を第9条とする。

第6条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め、「書面等の作成等に代えて」を削り、「の作成等を」を「により」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録」に、「を書面等により行うものとして規定した作成等に関する条例等の規定に規定する」を「に関する他の条例等の規定により」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「作成等のうち」に、「より」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているものを第1項の電磁的記録により行う場合には、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

（添付書面等の省略）

第8条 申請等をする者に係る住民票の写し、登記事項証明書その他の規則で定める書面等であって当該申請等に関する他の条例等の規定において当該申請等に際し添付することが規定されているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、市の機関等が、当該申請等をする者が行う電子情報処理組織を使用した個人番号カードの利用その他の措置であって当該書面等の区分に応じ規

則で定めるものにより、直接に、又は電子情報処理組織を使用し、
て、当該書面等により確認すべき事項に係る情報を入手し、又は
参照することができ、場合によっては、添付することを要しない。
第5条第1項中「市の機関等は、」を削り、「規定により」を「
規定において」に、「としている」を「が規定されている」に改め
、「書面等の縦覧等に代えて」を削り、「の縦覧等を」を「により
」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電磁的記録に記
録されている事項又は書類」に、「を書面等により行うものとして
規定した縦覧等に関する」を「に関する他の」に、「規定する」を
「より」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を
加え、同条を第6条とする。
第4条第1項中「市の機関等は、」を削り、「より書面等により
行うこととしている」を「において書面等により行うことその他のそ
の方法が規定されている」に、「（市の機関等の使用に係る電子計
算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信
回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して」を「を使
用する方法により」に改め、同項に次のただし書を加える。
ただし、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を
使用する方法により受け取る旨の規則で定める方式による表示をす
る場合に限る。
第4条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使
用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した処分通
知等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規
定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の
」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する
方法」に、「同項の」を「当該」に改め、同条第4項中「第1項の
場合において、市の機関等は、」を「処分通知等のうち」に、「よ
り」を「において」に、「としているもの」を「が規定されているも
のを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には
、当該署名等」に改め、「当該署名等に」を削り、同条に次の1項
を加える。
5 処分通知等を受ける者について対面により本人確認をすべき
事情がある場合、処分通知等に係る書面等のうちその原本を交
付する必要があるものがある場合その他の当該処分通知等のうち
に第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困
難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で
定める場合には、規則で定めるところにより、当該処分通知等の
うち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場
合において、第2項中「行われた処分通知等」とあるのは、「行
われた処分通知等（第5項の規定により前項の規定を適用する部

分に限る。以下この項から第4項までにおいて同じ。) 」とする。

第4条を第5条とする。

第3条第1項中「市の機関等は、」を削り、「より書面等により行うこととして」を「において書面等により行うことその他のその方法が規定されている」に、「申請等をする者」を「その手続等の相手方」に、「)」を使用して行わせる」を「以下同じ。)」を使用する方法により行う」に改め、同条第2項中「前項の規定」を「前項の電子情報処理組織を使用する方法」に、「を書面等により行うものとして規定した申請等に関する」を「に関する他の」に、「規定する書面等」を「規定する方法」に改め、「みなして、」の次に「当該条例等その他の」を加え、同条第3項中「規定」を「電子情報処理組織を使用する方法」に、「同項の」を「当該申請等を受け」に改め、同条第4項中「第1項の場合において、市の機関等は、」を「申請等のうち」に、「より」を「において」に、「として使用するもの」を「が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等」に改め、「かかわらず、」の次に「電子情報処理組織を使用した個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。)の利用その他の」を加え、「当該署名等に代えさせる」を「代える」に改め、同条に次の2項を加える。

5 申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定において手数料の納付の方法が規定されているものを第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該手数料の納付について、当該条例等の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法であって規則で定めるものをもってすることができ。

6 申請等をする者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、申請等に係る書面等のうちにその原本を確認する必要があるものがある場合その他の当該申請等のうちに第1項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適当と認められる部分がある場合として規則で定める場合には、規則で定めるところにより、当該申請等のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第2項中「行われた申請等」とあるのは、「行われた申請等(第6項の規定により前項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。) 」とする。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。
(基本原則)

第3条 市における情報通信技術を活用した行政の推進は、法第2条の規定の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

- (1) 手続等並びにこれに関連する市の機関等の事務及び民間事業者の業務の処理に係る一連の行程が情報通信技術を利用して行われるようにすることにより、手続等に係る時間、場所その他の制約を除去するとともに、当該事務及び業務の自動化及び共通化を図り、もって手続等が利用しやすい方法により迅速かつ的確に行われるようにすること。
- (2) 民間事業者その他の者から市の機関等に提供された情報については、市の機関等及び行政機関等が相互に連携して情報システムを利用した当該情報の共有を図ることにより、当該情報と同一の内容の情報提供を要しないものとする。
- (3) 社会生活又は事業活動に伴い同一の機会に通常必要とされる多数の手続等（これらの手続等に関連して民間事業者に対して行われ、又は民間事業者が行う通知を含む。以下この号において同じ。）について、市の機関等及び民間事業者が相互に連携することにより、情報通信技術を利用して当該手続等を一括して行うことができるようにすること。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例（以下「新条例」という。）第4条及び第5条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる申請等（新条例第2条第7号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（新条例第2条第8号に規定する処分通知等をいう。）について適用し、同日前に行われた電子情報処理組織による申請等（この条例による改正前の横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（以下「旧条例」という。）第2条第6号に規定する申請等をいう。）又は処分通知等（旧条例第2条第7号に規定する処分通知等をいう。）については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の際現に旧条例第5条又は第6条の規定により行われている縦覧等又は作成等については、新条例第6条又は第7条の規定により行われている縦覧等又は作成等とみなして、これらの規定を適用する。

（横浜市手数料条例の一部改正）

- 4 横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に改める。

（横浜市印鑑条例の一部改正）

- 5 横浜市印鑑条例（昭和52年3月横浜市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第17条第4項中「横浜市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」を「横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例」に、「第3条第1項」を「第4条第1項」に改める。

横浜市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第52号

横浜市手数料条例の一部を改正する条例

横浜市手数料条例（平成12年3月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条第139号の11中「第3項」を「第4項」に改め、「を当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第139号の12の2までにおいて同じ。）」を削り、同号ア中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「同項第1号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあっては、建築しよう」を「新築しよう」に改め、同号ア(ア)中「6,000円」を「8,000円」に改め、同号ア(イ)中「12,000円」を「15,000円」に改め、同号ア(ウ)中「21,000円」を「25,000円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「31,000円」を「42,000円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「58,000円」を「69,000円」に改め、同号ア(カ)中「99,000円」を「120,000円」に改め、同号ア(キ)中「160,000円」を「190,000円」に改め、同号ア(ク)中「200,000円」を「240,000円」に改め、同号ア(ケ)中「210,000円」を「260,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ウ(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号ウ(ク)中「3,400,000円」を「3,300,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同条第139号の11の2中「第3項」を「第5項」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、同号ア中「第6条第1項各号」を「第6条第1項第1号」に、「同項第1号に掲げる長期使用構造等に係る基準にあっては、建築しよう」を「増築し、又は改築しよう」に改め、同号ア(ア)中「9,100円」を「12,000円」に改め、同号ア(イ)中「18,000円」を「23,000円」に改め、同号ア(ウ)中「32,000円」を「37,000円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「46,000円」を「63,000円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「87,000円」を「100,000円」に改め、同号ア(カ)中「150,000円」を「170,000円」に改め、同号ア(キ)中「250,000円」を「280,000円」に改め、同号ア(ク)中「300,000円」を「360,000円」に改め、同号ア(ケ)中「320,000円」を「390,000円」に改め、同号イ(ア)中「68,000円」を「67,000円」に改め、同号イ(ウ)中「260,000円」を「250,000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「510,000円」を「500,000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「910,000円」を「900,000円」に改め、

同号イ(カ)中「1,600,000円」を「1,500,000円」に改め、同条第139号の12中「第3項」を「第4項」に、「からウまで」を「又はイ」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、同条第139号の12の2中「第3項」を「第5項」に改め、「を同時申請住戸数で除して得た額」を削り、同条第139号の13中「第3項」を「第4項」に、「第5条第4項第6号」を「第5条第6項第6号」に改め、「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数（次号から第139号の14の2までにおいて「既認定住戸数」という。）で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。次号から第139号の14の2までにおいて同じ。）」を削り、同号ア(ア)中「3,000円」を「4,000円」に改め、同号ア(イ)中「6,000円」を「7,500円」に改め、同号ア(ウ)中「10,500円」を「12,500円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「15,500円」を「21,000円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「29,000円」を「34,500円」に改め、同号ア(カ)中「49,500円」を「60,000円」に改め、同号ア(キ)中「80,000円」を「95,000円」に改め、同号ア(ク)中「100,000円」を「120,000円」に改め、同号ア(ケ)中「105,000円」を「130,000円」に改め、同号イを削り、同号ウ中「及びイ」を削り、同号ウ(エ)中「30戸」を「25戸」に改め、同号ウ(オ)中「31戸」を「26戸」に改め、同号ウ(ケ)中「1,700,000円」を「1,650,000円」に改め、同号ウを同号イとし、同条第139号の13の2中「第3項」を「第5項」に、「第5条第4項第6号」を「第5条第6項第6号」に改め、「第9条第1項」の次に「又は第3項」を加え、「を既認定住戸数で除して得た額」を削り、同号ア(ア)中「4,500円」を「6,000円」に改め、同号ア(イ)中「9,000円」を「11,500円」に改め、同号ア(ウ)中「16,000円」を「18,500円」に改め、同号ア(エ)中「30戸」を「25戸」に、「23,000円」を「31,500円」に改め、同号ア(オ)中「31戸」を「26戸」に、「43,500円」を「50,000円」に改め、同号ア(カ)中「75,000円」を「85,000円」に改め、同号ア(キ)中「125,000円」を「140,000円」に改め、同号ア(ク)中「150,000円」を「180,000円」に改め、同号ア(ケ)中「160,000円」を「195,000円」に改め、同号イ(ア)中「34,000円」を「33,500円」に改め、同号イ(ウ)中「130,000円」を「125,000円」に改め、同号イ(エ)中「30戸」を「25戸」に、「255,000円」を「250,000円」に改め、同号イ(オ)中「31戸」を「26戸」に、「455,000円」を「450,000円」に改め、同号イ(カ)中「800,000円」を「750,000円」に改め、同条第139号の14中「第3項」を「第4項」に、「からウまで」を「又はイ」に改め、「を既認定住戸数で除して得た額」を削り、同条第139号の14の2中「第3項」を「第5項」に改め、「を既認定住

戸数で除して得た額」を削り、同条第139号の15中「場合」の次に「又は同条第3項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、同条第139号の16の次に次の1号を加える。

(139) の16の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく市街地の環境の整備改善に資する住宅の容積率の特例許可申請手数料 同 160,000 円

第2条第139号の17イ(ア)中「同時申請住戸数」を「当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数（以下「同時申請住戸数」という。）」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の横浜市手数料条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の申請に係る手数料について適用し、施行日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

3 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る申請に対する新条例第2条第139号の13から第139号の14の2までの規定の適用については、同条第139号の13及び第139号の13の2中「次に掲げる額」とあるのは「次に掲げる額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」と、同条第139号の14及び第139号の14の2中「合計した額」とあるのは「合計した額を当該住戸のうち当該申請を行う日の前日までの間に当該認定を受けた住戸の合計数で除して得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）」とする。

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市市長 山中竹春

横浜市条例第53号

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部を改正する条例

地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例（平成24年12月横浜市条例第59号）の一部を次のように改正する。

別表特定非営利活動法人びーのびーのの項を削り、同表に次のように加える。

| | | |
|-------------------|---------------|----------------------------|
| 特定非営利活動法人STスポット横浜 | 西区北幸一丁目11番15号 | 令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで |
| 特定非営利活動法人さざなみ会 | 磯子区森六丁目1番10号 | 令和3年1月1日から 令和8年12月31日まで |

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表特定非営利活動法人びーのびーのの項を削る改正規定は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例別表特定非営利活動法人びーのびーのの項の規定は、この規定に規定する特定非営利活動法人に対して同表の右欄に掲げる期間内に寄附金を支出した場合について、なおその効力を有する。

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第54号

横浜市地区センター条例の一部を改正する条例

横浜市地区センター条例（昭和48年6月横浜市条例第46号）の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「

| |
|-----------------|
| 横浜市権太坂コミュニティハウス |
|-----------------|

を

」

「

| |
|--------------------|
| 横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウス |
|--------------------|

に改める。

| |
|-----------------|
| 横浜市権太坂コミュニティハウス |
|-----------------|

」

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市上菅田笹の丘コミュニティハウスを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第55号

横浜市地区センター条例及び横浜市地域ケアプラザ条例の一部を改正する条例

(横浜市地区センター条例の一部改正)

第1条 横浜市地区センター条例(昭和48年6月横浜市条例第46号)の一部を次のように改正する。

別表第1の2の表中

「

| |
|----------------|
| 横浜市並木コミュニティハウス |
|----------------|

を

」

「

| |
|----------------|
| 横浜市並木コミュニティハウス |
| 横浜市西柴コミュニティハウス |

に改める。

」

別表第2の2中

「

| | |
|----------------|--------------|
| 横浜市新羽コミュニティハウス | 横浜市新羽地域ケアプラザ |
|----------------|--------------|

」

を

「

| | |
|----------------|--------------|
| 横浜市西柴コミュニティハウス | 横浜市西柴地域ケアプラザ |
| 横浜市新羽コミュニティハウス | 横浜市新羽地域ケアプラザ |

」

に改める。

別表第3 横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会の項中「所在する地区センター」の次に「(横浜市西柴コミュニティハウスを除く。)」を加える。

(横浜市地域ケアプラザ条例の一部改正)

第2条 横浜市地域ケアプラザ条例(平成3年9月横浜市条例第30号)の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

| |
|---------------|
| 横浜市西金沢地域ケアプラザ |
|---------------|

を

」

「

| |
|---------------|
| 横浜市西金沢地域ケアプラザ |
| 横浜市西柴地域ケアプラザ |

に改める。

別表第3中

「横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ」を

「横浜市屏風ヶ浦地域ケアプラザ
横浜市西柴地域ケアプラザ」に改める。

別表第4中

「

| | |
|--------------|----------------|
| 横浜市新羽地域ケアプラザ | 横浜市新羽コミュニティハウス |
|--------------|----------------|

を

「

| | |
|--------------|----------------|
| 横浜市西柴地域ケアプラザ | 横浜市西柴コミュニティハウス |
| 横浜市新羽地域ケアプラザ | 横浜市新羽コミュニティハウス |

に改める。

別表第5横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項中「所在するプラザ」の次に「（横浜市西柴地域ケアプラザを除く。）」を加え、同項の次に次のように加える。

| | |
|--|---|
| 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウス指定管理者選定委員会 | 横浜市西柴地域ケアプラザ及び横浜市西柴コミュニティハウスの指定管理者の候補者の選定等についての調査審議に関する事務 |
|--|---|

附 則

（施行期日）

- この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条中横浜市地区センター条例別表第3横浜市金沢区地区センター指定管理者選定委員会の項の改正規定、第2条中横浜市地域ケアプラザ条例別表第5横浜市金沢区地域ケアプラザ指定管理者選定委員会の項の改正規定及び同項の次に次のように加える改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 第1条の規定による改正後の横浜市地区センター条例の規定に基づく横浜市西柴コミュニティハウス及び第2条の規定による改正後の横浜市地域ケアプラザ条例の規定に基づく横浜市西柴地域ケアプラザを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第56号

横浜市スポーツ施設条例の一部を改正する条例

横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜文化体育館の項の次に次のように加える。

| | |
|---------|--------|
| たきがしら会館 | 横浜市磯子区 |
|---------|--------|

第4条第7項中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

第17条を第18条とし、第16条を第17条とし、第15条の次に次の1条を加える。

（横浜国際プールのスポーツフロア及びたきがしら会館の体育室に関する特例）

第16条 アマチュア競技団体以外の団体で市長が定めたもの（以下「指定団体」という。）が、横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室について定期的又は継続的な利用を希望する場合においては、規則で定めるところにより、これらの施設の年間利用計画書により指定管理者に申し出ることができる。

2 指定団体が前項の年間利用計画書に基づき横浜国際プールのスポーツフロア又はたきがしら会館の体育室を利用するため第7条第1項の規定による許可を受けようとしてした申請が、他の者の申請と競合した場合において、指定管理者が特に必要があると認めるときは、当該指定団体を優先者とすることができる。

別表第2中「第16条第1項」を「第17条第1項」に改める。

別表第3中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) たきがしら会館

| 種 別 | | 単 位 | 利 用 料 金 | |
|----------|---------|----------|---|--------|
| 個人 利用 | 体育室 | 1人2時間につき | 円 | |
| | トレーニング室 | | 300 中学生以下の者 150 | |
| 貸 | 体育室 | | アマチュア又はアマチュア競技団体が利用する場合 入場料等を徴収しない場合 | 23,000 |
| | | | 入場料等を徴収する場合 | 92,000 |
| | | | 入場料等を徴収しない場合 | 46,000 |

| | | | | | | |
|-------------|------|--------|------------------|-------|------------------|--------|
| 切 利 用 | | その他の場合 | 入場料等を徴収 する場合 | 1日につき | 184,000 | |
| | ホール | | 入場料等を徴収 しない場合 | | 12,000 | |
| | | | 入場料等を徴収 する場合 | | 29,000 | |
| | 武道場 | | 入場料等を徴収 しない場合 | | 11,000 | |
| | | | 入場料等を徴収 する場合 | | 17,000 | |
| | 会議室 | | | | 6,000 | |
| | 駐車場 | | | | 1台2時間 につき | 500 |
| | 附帯設備 | | | | 1式又は1台 、1日につき | 12,000 |

附 則

(施行 期 日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備 行 為)

- 2 この条例による改正後の横浜市スポーツ施設条例の規定に基づくたきがしら会館を供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第57号

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第48号）の一部を次のように改正する。

目次中「第53条」の次に「・第54条」を加える。

第5条第2項から第6項までを削る。

第38条第2項を削る。

第53条を第54条とし、第4章中同条の前に次の1条を加える。

（電磁的記録等）

第53条 特定教育・保育施設等は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によって認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるものの

ア 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて教育・保育給付認定保護者の閲覧に供し、教育・保育給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該教育・保育給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は、教育・保育給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによる文書を作成することができるものでなければならぬ。

4 特定教育・保育施設等は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する教育・保育給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定教育・保育施設等が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定教育・保育施設等は、当該教育・保育給付認定保護者から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該教育・保育給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該教育・保育給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において

準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、同項第1号イ中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、同項第2号中「記載事項」とあるのは「同意に関する事項」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項各号列記以外の部分中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、第5項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市青少年相談センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第58号

横浜市青少年相談センター条例の一部を改正する条例

横浜市青少年相談センター条例（平成19年2月横浜市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「横浜市南区」を「横浜市保土ヶ谷区」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第59号

横浜市総合保健医療センター条例の一部を改正する条例

横浜市総合保健医療センター条例（平成4年3月横浜市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第2号中「介護老人保健施設」の次に「及び同条第29項に規定する介護医療院」を加える。

第9条第1号中「（精神科デイ・ケア施設にあっては、ウに掲げる額を除く。）」を削り、同号ア中「ウに規定する短期入所療養介護等及び」を削り、同号イ及びウを次のように改める。

イ及びウ 削除

第9条中第2号の3を第2号の4とし、第2号の2を第2号の3とし、第2号中「食費及び居住費」を「食費の基準費用額及び居住費の基準費用額」に改め、「基準費用額の」の次に「それぞれの」を加え、同号の次に次の1号を加える。

(2)の2 介護医療院において、介護保険法第8条第10項に規定する短期入所療養介護若しくは同条第29項に規定する介護医療院サービス又は同法第8条の2第8項に規定する介護予防短期入所療養介護（以下「介護医療院サービス等」という。）を受けられる場合は、同法の規定により定められた介護医療院サービス等に係る費用の額並びに同法の規定により厚生労働大臣が定める食費の基準費用額及び居住費の基準費用額又は滞在費の基準費用額のそれぞれの範囲内で指定管理者が市長の承認を得て定める額

第9条第3号中「又は介護老人保健施設」を「、介護老人保健施設又は介護医療院」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市総合保健医療センター条例の規定に基づく横浜市総合保健医療センターを供用するために必要な行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第60号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。別表第1に次のように加える。

| | |
|----------------|---|
| 関内駅前地区地区整備計画区域 | 都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画関内駅前地区地区計画において地区整備計画が定められている区域 |
|----------------|---|

別表第2に次のように加える。

| | | |
|----------------|------|---|
| 関内駅前地区地区整備計画区域 | A 地区 | <ol style="list-style-type: none"> 1 住宅 2 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの 3 共同住宅、寄宿舎又は下宿 4 老人福祉法第29条第1項に規定する有料老人ホーム 5 自動車教習所 6 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所又は場外車券売場 7 個室付浴場業に係る公衆浴場その他これに類する令第130条の9の5に規定するもの 8 危険物の貯蔵又は処理に供するもの（自己の使用のための貯蔵施設その他これに類するものを除く。） |
|----------------|------|---|

別表第7に次のように加える。

| | | | |
|----------------|------|---|--|
| 関内駅前地区地区整備計画区域 | A 地区 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、計画図に示す壁面の位置の制限を超えて建築してはならない。 | 次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 <ol style="list-style-type: none"> 1 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要なもの 2 公共用歩廊 3 公共用歩廊に昇降するためのエレベーター、エスカレーター、階段又はスロープ |
|----------------|------|---|--|

別表第8に次のように加える。

| | | | |
|----------------|------|---------|---|
| 関内駅前地区地区整備計画区域 | A 地区 | 170メートル | — |
|----------------|------|---------|---|

別表第12に次のように加える。

| | | | |
|------------------------|-------|------------|--|
| 関内駅前地区 地区整備計画 区域 | A 地 区 | 100 分の 7.5 | |
|------------------------|-------|------------|--|

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中 竹 春

横浜市条例第61号

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例を廃止する条例

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例（令和元年6月横浜市条例第2号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例を廃止する条例をここに公布する。

令和3年12月24日

横浜市長 山中竹春

横浜市条例第62号

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例を廃止する条例

横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会条例（令和2年3月横浜市条例第1号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。